

平成28年度 危機管理・くらし安心局運営プログラム

<短期アクションプランの目標指標>	<やまがた創生総合戦略の数値目標>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村の割合 80% (H28.4.1現在: 82.9%)</li> <li>・自主防災組織率 85% (H28.4.1現在: 86.3%)</li> <li>・総合防災訓練の参加者数 28,000人 (H27: 29,706人)</li> <li>・雪害による死亡者数 0人 (H27: 3人)</li> <li>・避難者支援協働ネットワーク(仮称)の創設 (H25年度創設)</li> <li>・交通事故死亡者数(交通事故後24時間死者数) 35人以下 (H27: 57人)</li> <li>・消費生活サポーター数(県民ボランティア) 70人 (H28.4.1現在: 62人)</li> <li>・食の安全・安心に関する情報発信協力事業所数 300事業所 (H28.3.31 現在: 305事業所等)</li> </ul>	<p>(なし)</p>

1 基本的考え方

平成28年度は、県政運営の柱である「いのちと暮らしを守る安全・安心な社会の構築」に沿って、2つの施策「危機管理機能の充実強化」及び「暮らしの安全・安心の確保」を中心に、「総合的な危機対応能力の充実強化」、「東日本大震災からの復興・避難者支援」、「犯罪の予防と交通事故防止のための取組みの強化」、「消費生活と食の安全・安心の確保」に重点を置き施策を展開するものとする。

2 施策体系(施策名称及び目標等一覧)

施策番号	重点施策の名称	主な取組み内容	重点施策の目標	短期APにおける位置づけ ----- 総合戦略における位置づけ
1	総合的な危機対応能力の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村同報系防災行政無線の整備促進</li> <li>・市町村が行う自主防災組織の育成・活動強化[創]</li> <li>・各種訓練の実施及び訓練に基づくマニュアルの見直し</li> <li>・雪害事故防止のための指導・啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村(※)の割合 80.0% (H28.4.1現在: 82.9%) (※)整備済及び整備中の合計</li> <li>○自主防災組織率 85.0% (H28.4.1現在: 86.3%)</li> <li>○総合防災訓練の参加者数 28,000人 (平成27年度: 29,706人)</li> <li>○雪害による死亡者数 0人 (H27年: 3人)</li> </ul>	<p>テーマ2-施策4-(1) ②「災害時の情報伝達の迅速化」</p> <p>テーマ2-施策4-(1) ③「自助・共助・連携による地域防災力の強化」</p> <p>----- 基本目標4-(3)-② 自主防災組織の中核を担う人材の育成、訓練への支援</p> <p>テーマ2-施策4-(1) ④「災害対応力を高める訓練・学習・体験の充実」</p> <p>テーマ2-施策4-(1) ⑦「総合的な雪対策の推進」</p>

2	東日本大震災からの復興・避難者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」に参画する関係団体と連携した支援事業の実施</li> <li>・避難者のニーズの把握及び関係機関・団体と連携した支援の展開</li> <li>・住まい対策の推進及び避難者への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「やまがた避難者支援協働ネットワーク」に参画する関係団体との連携・協働による避難者向け相談・交流機会の提供 4回（平成27年度：相談・交流会1回）</li> <li>○避難者支援の推進（アンケート調査等による避難者ニーズの把握と支援の展開）</li> </ul>	<p>テーマ2－施策4－（3）</p> <p>①避難生活の長期化を踏まえた支援策の充実</p>
3	犯罪の予防と交通事故防止のための取組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪のないまちづくり推進会議による第2次計画の評価・検証</li> <li>・防犯意識啓発活動、防犯指導者講習会の実施</li> <li>・防犯関係団体と連携協働した防犯活動の実施</li> <li>・「第3次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」の策定</li> <li>・「第10次山形県交通安全計画」の策定</li> <li>・歩行者教育支援システム等を活用した高齢者交通安全教室の開催</li> <li>・夜光反射材の効用啓発・着用普及運動</li> <li>・自転車交通事故防止に向けた取組み</li> <li>・各季の交通安全県民運動の実施</li> <li>・「第2次山形県犯罪被害者等支援推進計画」の推進</li> <li>・犯罪被害者支援に係る広報啓発の推進</li> <li>・犯罪被害者支援担当者研修会の開催</li> <li>・犯罪被害者支援県民の集いの開催</li> <li>・「やまがた性暴力被害者サポートセンター」の開設、同センターを拠点とした性暴力被害者支援活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○刑法犯罪認知件数の更なる減少（平成27年：5,014件）</li> <li>○交通事故死亡者数 35人以下（平成27年：57人）</li> </ul>	<p>テーマ2－施策5－（1）</p> <p>①県民の体感治安の向上に向けた取組みの強化</p> <hr/> <p>テーマ2－施策5－（1）</p> <p>②交通安全の推進</p> <hr/> <p>テーマ2－施策5－（1）</p> <p>③犯罪被害者支援の充実</p>
4	消費生活と食の安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談員の資質向上等による相談体制の充実</li> <li>・市町村の消費生活相談体制の充実・強化のための支援</li> <li>・消費生活サポーターの活動促進、消費生活出前講座の開催等による消費者教育・啓発の推進</li> <li>・通話録音機の貸出しによる特殊詐欺被害防止に向けた取組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費生活サポーター数（県民ボランティア） 70人（H28.4.1現在：62人）</li> </ul>	<p>テーマ2－施策5－（2）</p> <p>①消費生活の安定・向上</p>

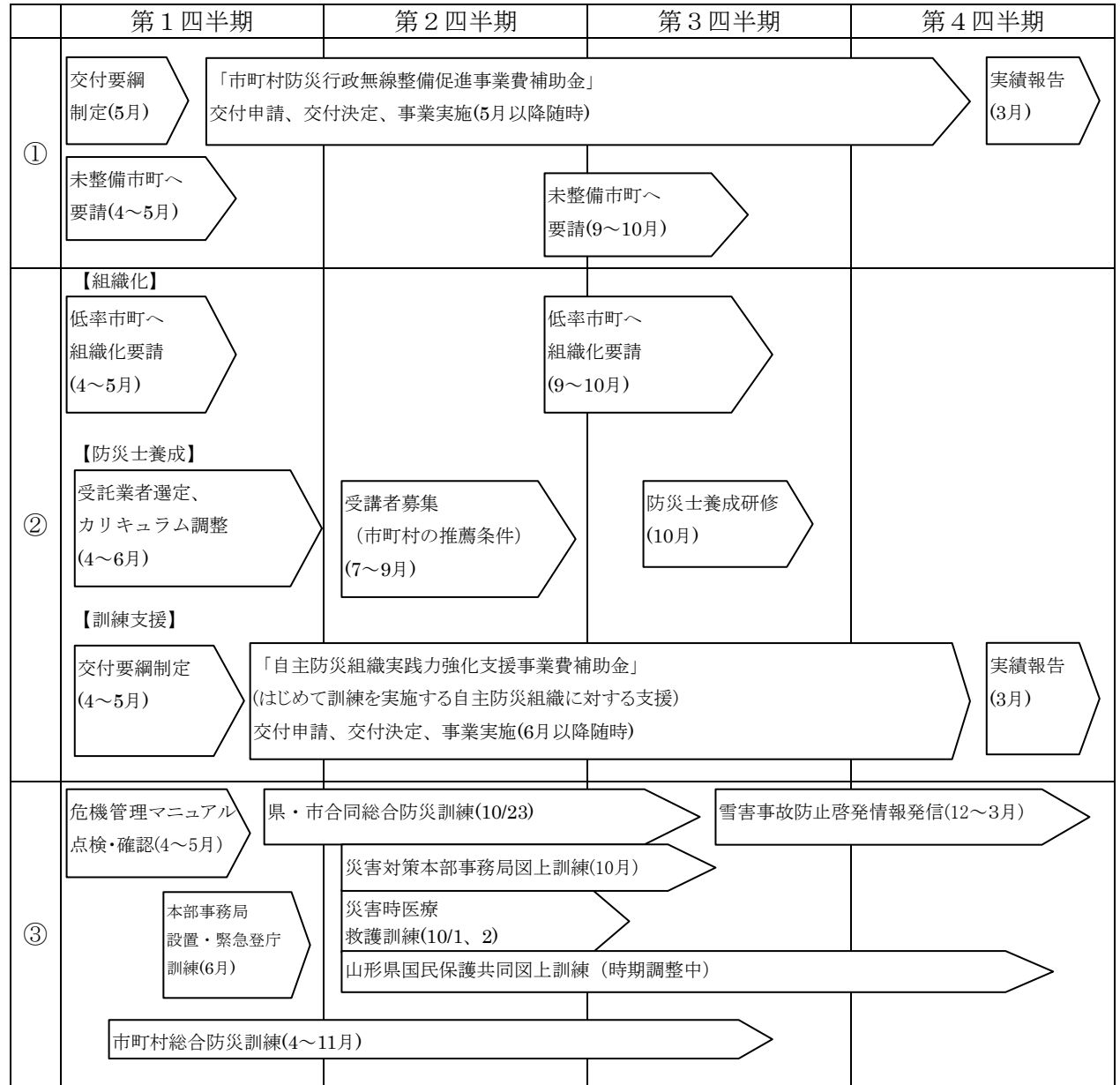
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者基本計画及び消費者教育推進計画の策定</li> <li>・HACCP手法導入推進</li> <li>・食品表示法の表示内容の周知</li>   <li>・食の安全フォーラムの開催</li>   <li>・食の安全・安心に関する情報発信</li>   <li>・食品及び水道水の放射性物質検査の実施と公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○HACCP導入施設数 63施設（前年比40施設の増） （平成27年度：23施設）</li> <li>○食の安全フォーラムの参加人数 500人以上（平成27年度：404人）</li> <li>○食の安全・安心に関する情報発信協力事業所数 300事業所 （H28. 3. 31 現在：305事業所等）</li> <li>○放射性物質検査の実施及び検査結果の速やかな公表 （H27年度：食品125検体、水道水823件）</li> </ul>	<p>テーマ2－施策5－（2） ②「生産から消費までの全過程における食の安全・安心の確保」</p> <hr/> <p>テーマ2－施策5－（2） ③「放射性物質対策の推進」</p>
--	--	---	---	---

		環境エネルギー部危機管理・くらし安心局
施策番号	重点施策の名称	重点施策の目標
1	総合的な危機対応力の充実強化	○防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村※の割合 80.0% (H28.4.1現在：82.9%) ※整備済、整備中の合計 ○自主防災組織率 85.0% (H28.4.1現在：86.3%) ○総合防災訓練の参加者数 28,000人 (平成27年度：29,706人) ○雪害による死亡者数 0人 (平成27年：3人)

短期APにおける位置付け		やまがた創生総合戦略における位置付け
テーマ2－施策4－(1)－②「災害時の情報伝達の迅速化」、③「自助・共助・連携による地域防災力の強化」、 ④「災害対応力を高める訓練・学習・体験の充実」、⑥「緊急事態への対応力の強化」、 ⑦「総合的な雪対策の推進」		基本目標4－(3)－② 自主防災組織の中核を担う人材の育成、訓練への支援
平成27年度までの主な取り組み状況	○市町村が行う同報系防災行政無線整備に対する助成 ○自主防災組織の育成・強化及び市町村指定避難所の機能強化に対する助成 ○各種訓練の実施（総合防災訓練、緊急登庁訓練、石油コンビナート等防災訓練、災害時医療救護訓練、災害対策本部事務局図上訓練） ○雪害事故防止のための指導・啓発を推進	
施策の評価と今後の推進方向等		
<b>〔評価・課題等〕</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線など情報一斉伝達システムの整備に取り組む市町村は着実に増えているが、更に増やしていく必要がある。</li> <li>・自主防災組織率には市町村間でばらつきがあることから、組織率の低い市町に対して組織化を働き掛けていく必要がある。一方、訓練を行っている組織が2～3割に留まっているなど活動が伴っていない組織が多いため、活動の活性化を図る必要がある。</li> <li>・県民の災害対応力を強化するため、引き続き総合防災訓練への地域住民の積極的な参加を促すとともに、様々な災害や危機事案を想定した各種訓練を実施する必要がある。</li> <li>・雪下ろし、落雪事故防止注意喚起情報を、適時適切に発信していく必要がある。</li> </ul> <b>〔今後の推進方向等〕</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報一斉伝達システム整備を早期に進めるよう、新規整備の目途が立たない市町に対して、引き続き働きかけていく。</li> <li>・自主防災組織率の低い市町に対して引き続き組織化を働き掛けるとともに、自主防災組織の活動の活性化を図るため、組織の中核となって活動できる防災士の養成と、訓練実施に対する支援を行う。</li> <li>・県や市町村が実施する総合防災訓練への住民の積極的な参加を促し、県民の災害対応力を強化する。</li> <li>・災害や危機発生時に迅速・確実な対応が行えるよう、各種危機管理マニュアルに基づき、様々な災害や危機事案を想定した訓練を実施するとともに、訓練結果を踏まえた見直しを行い、緊急事態への対応力を強化する。</li> <li>・雪下ろし、落雪事故防止注意喚起情報を適切に発表し、市町村と連携を図りながら、報道機関、広報車、広報紙、チラシ、ポスター、ホームページを通じて情報発信していく。</li> </ul>		

〔平成28年度の主な取組み内容〕

- ・市町村防災行政無線の整備促進 (1)
- ・市町村が行う自主防災組織の育成・強化 (2) 【創】
- ・各種危機管理マニュアルの整備及び各種訓練の実施と市町村総合防災訓練等への住民参加の促進、雪害防止啓発 (3)



		<b>環境エネルギー部危機管理・くらし安心局</b>
<b>施策番号</b>	<b>重点施策の名称</b>	<b>重点施策の目標（総合戦略のKPI）</b>
2	東日本大震災からの復興・避難者支援の充実	○「やまがた避難者支援協働ネットワーク」に参画する関係団体との連携・協働による避難者向け相談・交流機会の提供 4回（平成27年度：相談・交流会1回） ○避難者支援の推進（アンケート調査等による避難者ニーズの把握と支援の展開）

<b>短期APにおける位置付け</b>	<b>やまがた創生総合戦略における位置付け</b>
テーマ2－施策4－（3）－①避難生活の長期化を踏まえた支援策の充実	－
	－

<b>平成27年度までの主な取り組み状況</b>	○「やまがた避難者支援協働ネットワーク」の創設及び運営 ○避難者ニーズの把握と関係機関・団体の連携による支援の展開 ○住まい対策の推進及び避難者への情報提供
--------------------------	--

**施策の評価と今後の推進方向等**

**〔評価・課題等〕**

東日本大震災から5年が経過したが、今なお、約3千3百名の方々が本県に避難しており（平成28年4月現在）、被災地の復興にはなお時間を要することから、今後も避難者のニーズを踏まえたきめ細かな支援が必要な状況にある。

**〔今後の推進方向等〕**

- ・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」に参画する関係団体と引き続き連携・協働し、避難者のニーズを踏まえたきめ細かな支援を展開するとともに、避難者アンケート結果における県内定住意向（回答者の約3割）を踏まえ、県内への定住支援にも取り組む。
- ・避難生活の長期化や避難指示区域以外からの避難者に対する借上げ住宅の提供期限が決まったこと等に伴い、避難者のニーズが今後さらに変化することが考えられることから、引き続きアンケート調査等により避難者のニーズを把握し、ニーズを踏まえた支援を展開する。
- ・借上げ住宅の提供及び避難者ニーズに沿った情報の提供に引き続き取り組むとともに、借上げ住宅の提供が平成29年3月で終了する避難指示区域以外からの避難者に対しては、訪問等により住まいに関する情報の提供や支援制度の紹介など、個別の相談にも対応していく。

**〔平成28年度の主な取り組み内容〕**

- ・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」に参画する関係団体と連携した支援事業の実施（①）
- ・避難者のニーズの把握及び関係機関・団体と連携した支援の展開（②）
- ・住まい対策の推進及び避難者への情報提供（③）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①	連携・協働に向けた団体間の連絡・調整等			
	相談・交流会の開催	定住支援相談会の開催（8～9月）	県意見交換会の開催（10月）	
②		アンケート調査（8～9月）	避難者ニーズの把握と支援の展開	
③	借上げ住宅の提供・避難者への情報提供・個別相談への対応			

		環境エネルギー部危機管理・くらし安心局
施策番号	重点施策の名称	重点施策の目標
3	犯罪の予防と交通事故防止のための取組みの強化	○刑法犯罪認知件数の更なる減少（平成27年：5,014件） ○交通事故死者数 35人以下（平成27年：57人）

施策の短期APにおける位置付け		やまがた創生総合戦略における位置付け
テーマ2－施策5－（1）－①「県民の体感治安の向上に向けた取組みの強化」		－
テーマ2－施策5－（1）－②「交通安全の推進」		－
テーマ2－施策5－（1）－③「犯罪被害者支援の充実」		－
平成27年度までの主な取組み状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯出前講座、防犯指導者講習会を通じた防犯意識の高揚及び防犯活動実践者の人材育成</li> <li>○各季交通安全県民運動を通じた高齢者交通事故防止及び飲酒運転撲滅の推進</li> <li>○犯罪被害者支援相談窓口の全市町村への設置及び担当者研修会の開催</li> <li>○犯罪被害者支援県民の集い等を通じた関係機関と連携した広報啓発活動</li> </ul>	

#### 施策の評価と今後の推進方向等

##### 〔評価・課題等〕

- ①刑法犯罪認知件数は年々減少傾向にあり、平成27年は、5,014件で戦後最少になるなど治安の向上が図られている。しかし、高齢者を狙った特殊詐欺については件数、被害額ともに増加しており、また、犯罪に発展するおそれのある、子どもに対する声かけ事案も増加傾向にあることから、引き続き、犯罪の未然防止活動を強化していく必要がある。
- ②交通事故発生件数及び負傷者数は10年ぶりに増加に転じ、特に死者数は前年と比較し13人と大幅に増加している。このため、交通弱者である高齢者と子どもに対する対策を継続して実施していく必要がある。特に高齢者については犠牲者が前年より11人増加し6割強を占めていることから、高齢者の事故防止対策について、特に重点的に取り組んでいく必要がある。また、飲酒運転による交通事故発生件数は減少傾向にあるが、飲酒運転による死亡事故が4年連続して発生している状況であり、引き続き飲酒運転根絶に向けた取組みを進めていく必要がある。
- ③犯罪被害者への支援については、県民の理解や関心を高めるための広報啓発活動を推進するとともに、特に、性犯罪・性暴力被害者は心身に大きなダメージを受けることから、二次的被害の防止や被害者支援に迅速かつ的確に対応していくため、支援従事者のスキルアップ、支援体制の充実を図る必要がある。

##### 〔今後の推進方向等〕

- ①「第2次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」(H24～H28)に基づき、引き続き関係機関・団体等と連携協力のうえ、推進計画に盛り込まれた各種施策を着実に実施するとともに、各種機会をとらえて身近な犯罪に関する情報発信、防犯指導を行い、地域の自主防犯力の向上と犯罪防止を図っていく。  
また、関係機関・団体等と連携のうえ、「第3次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」(H29～H33)を策定する。
- ②「第10次交通安全計画」(H28～H32)を策定し、関係機関・団体等と一体となり、交通安全運動及び広報啓発活動を戦略的に展開していく。特に、増加傾向にある高齢者の交通事故を防止するため、高齢者交通事故防止アドバイザーによる歩行者教育支援システム等を活用した交通安全教室の開催、暗室テントを活用した夜光反射材の効用啓発及び着用普及活動を進める。また、自転車による交通事故の防止に向けて、ルール遵守等の広報啓発活動を行う。

③「第2次犯罪被害者等支援計画」(H27～H31)に基づき、関係機関・団体とさらなる連携強化を図っていくとともに、犯罪被害者支援に係る広報啓発の推進、支援従事者等の能力向上に向けた研修等を実施していく。特に性犯罪・性暴力被害者への支援については、「やまがた性暴力被害者サポートセンター」を本年4月に開設したところであり、専門的な相談機能に加え、医療や心理的サポート、法律支援など、被害者の心に寄り添った支援の実施等、効果的な運用を推進するとともに県民への広報啓発を行う。

〔平成28年度の主な取組み内容〕

- ・犯罪のないまちづくり推進会議による第2次計画の評価・検証 (①)
- ・防犯意識啓発活動、防犯指導者講習会の実施 (①)
- ・防犯関係団体と連携協働した防犯活動の実施 (①)

・「第3次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」の策定 (①)

- ・「第10次山形県交通安全計画」の策定 (②)
- ・歩行者教育支援システム等を活用した高齢者交通安全教室の開催、夜光反射材の効用啓発・着用普及活動、自転車交通事故防止に向けた取組み (②)
- ・各季の交通安全県民運動の実施 (②)

春季 4月  
 夏季 7～8月  
 秋季 9月  
 冬季 12月 ほか

- ・「第2次山形県犯罪被害者等支援推進計画」(H27～H31)の推進 (③)
- ・犯罪被害者支援に係る広報啓発の推進 (③)
- ・犯罪被害者支援担当者研修会の開催 (③)
- ・犯罪被害者支援県民の集いの開催 (③)
- ・「やまがた性暴力被害者サポートセンター」の開設、同センターを拠点とした性暴力被害者支援活動の推進 (③)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議による第2次計画の評価・検証			
	防犯意識啓発活動、防犯指導者講習会・防犯活動の実施			
	「第3次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」の策定			
②	「第10次山形県交通安全計画」の策定			
	歩行者教育支援システム等を活用した高齢者交通安全教室の開催、夜光反射材の効用啓発・着用普及活動、自転車交通事故防止に向けた取組み			
	春の交通安全県民運動(4月)	夏の安全県民運動(7～8月)	高齢者交通事故防止月間(10～11月)	雪どけ期における交通事故防止キャンペーン(3月)
	飲酒運転撲滅旬間(6月)	秋の交通安全県民運動(9月)	冬の交通安全県民運動(12月)	
③	「第2次山形県犯罪被害者等支援推進計画」の推進			
	犯罪被害者支援に係る広報啓発の推進			
		犯罪被害者支援担当者研修会の開催(9月)	県民の集いの開催(11月)	
	やまがた性暴力被害者サポートセンターの開設	やまがた性暴力被害者サポートセンターを拠点とした性暴力被害者支援活動の推進		



		環境エネルギー部危機管理・くらし安心局
施策番号	重点施策の名称	重点施策の目標（総合戦略のKPI）
4	消費生活と食の安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費生活サポーター数（県民ボランティア）70人（H28.4.1現在：62人）</li> <li>○HACCP導入施設数 63施設（前年比40施設の増）（平成27年度：23施設）</li> <li>○食の安全フォーラムの参加人数 500人以上（平成27年度：404人）</li> <li>○食の安全・安心に関する情報発信協力事業所数 300事業所（H28.3.31 現在：305事業所等）</li> <li>○放射性物質検査の実施及び検査結果の速やかな公表（H27年度：食品125検体、水道水823件）</li> </ul>

短期APにおける位置付け		やまがた創生総合戦略における位置付け
テーマ2－施策5－（2）－①「消費生活の安定・向上」		－
テーマ－施策5－（2）－②「生産から消費までの全過程における食の安全・安心の確保」		－
テーマ－施策5－（2）－③「放射性物質対策の推進」		－
平成27年度までの主な取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村相談窓口の整備支援</li> <li>○相談員養成講座の開催、多様な媒体による広報啓発の推進</li> <li>○県民ボランティアやNPOの活用による消費者教育、啓発活動の充実強化</li> <li>○食品等事業者への衛生管理の徹底及び食品製造施設におけるHACCP手法による衛生管理の普及推進</li> <li>○食品表示法の施行に伴う適正な食品表示の指導</li> <li>○消費者、生産者、食品等事業者間のリスクコミュニケーションの開催及び「やまがた食の安全ほっとインフォメーション」の拡大、食の安全に関する報道機関への積極的な情報発信</li> <li>○流通食品、水道水の放射性物質検査の実施と公表</li> </ul>	
<b>施策の評価と今後の推進方向等</b>		
<p>〔評価・課題等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害の未然防止を図るため、国の交付金を活用して全ての市町村に消費生活相談窓口を設置したが、近年の高度化・複雑化する相談内容に対応するための専門知識の習得及び高齢者をはじめとする県民への更なる啓発が求められている。</li> <li>・県や市町村に加えて、消費生活サポーターやNPOなどが地域で消費者啓発を実施しているが、関係機関、地域と一層連携し、各ライフステージに応じた消費者教育を推進していく必要がある。</li> <li>・食品への異物混入、腐敗・変敗、カビの発生等の事例では、衛生管理が不十分である他、回収等危機管理体制の整備が不十分である。</li> <li>・食品製造施設における衛生管理水準の向上を図るため、HACCP手法による衛生管理の普及を強化する必要がある。</li> <li>・平成27年4月の食品表示法の施行に伴う新たな表示ルールを食品等事業者に周知し、平成32年3月までの経過措置期間中に適切な表示を進める必要がある。</li> <li>・消費者、生産者、食品等事業者相互の緊密な信頼関係を構築する必要がある。</li> <li>・放射性物質に係る不安を払拭するため、検査の実施及び検査結果の速やかな公表を継続して行っていく必要がある。</li> </ul>		

#### 〔今後の推進方向等〕

- ・「山形県消費者基本計画」(H24～H28)を踏まえ、消費生活相談員等の能力向上を図る研修会の開催や市町村への支援等を行い、相談体制の更なる充実・強化を図る。また、「山形県消費者教育推進計画」(H26～H28)に基づき、老人クラブや大学、県警察等の関係機関・団体、NPO、サポーターなど多様な主体と連携し、ライフステージに応じた講座の開催や高齢者への見守り活動等により消費者教育・啓発を行うとともに、高齢者の特殊詐欺等防止のため、通話録音機を貸出し、その効果を検証する。さらに、本年度中に次期消費者基本計画及び次期消費者教育推進計画を策定し、消費者行政の推進を図る。
- ・食品事業者に対して、HACCP手法の導入により食品衛生レベルの向上や輸出拡大が図れるため、県へ導入を申し出た施設を県ホームページに掲載し、事業者の自主的な取組みを広く消費者へお知らせしていることを周知するほか、導入を計画している事業者に対しアドバイスを行い、HACCP手法による衛生管理の普及を推進していく。また、回収等危機管理体制の整備について食品等事業者に対し指導・助言していく。
- ・関係機関と連携を図りながら産地直売所に対して適正な食品表示について指導するとともに、食品表示法の施行(平成28年10月一部施行、平成32年4月全面施行)に向け、食品等事業者に対し各種講習会を通じて食品表示法の経過措置期間及び表示ルール変更内容の周知を図り、スムーズな切替を支援していく。
- ・消費者・生産者・食品等事業者間の更なる信頼関係を構築するため、「食の安全フォーラム」において、県民に関心の高いテーマを選定し、より多くの県民が参加できるようにする。また、「食の安全ほっとインフォメーション」では、引き続き掲示箇所の拡大を図り、より多くの県民に食の安全・安心に関する的確な情報を提供する。
- ・引き続き流通食品及び水道水の放射性物質検査を実施し、検査結果は報道機関への情報提供やホームページに掲載するなどして速やかに公表する。

〔平成28年度の主な取組み内容〕

- ・消費生活相談員への研修等による相談体制の充実 (①)
- ・市町村の消費生活相談体制の充実・強化のための支援 (②)
- ・消費生活サポーター等の育成・活動促進や消費生活出前講座の開催等による消費者教育・啓発の推進 (③)
- ・通話録音機の貸出しによる特殊詐欺被害防止に向けた取組み (③)
- ・消費者基本計画及び消費者教育推進計画の策定 (④)
- ・HACCP手法導入推進 (⑤)
- ・食品表示法の表示内容の周知 (⑥)
- ・食の安全フォーラムの開催 (⑦)
- ・食の安全・安心に関する情報発信 (⑧)
- ・食品及び水道水の放射性物質検査の実施と公表 (⑨)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①	新任担当職員研修会(4/28)	消費生活相談員養成講座	消費生活相談実務研修会	消費生活相談実務研修会
	弁護士による法律相談会の実施			
②	実績報告 交付申請	交付決定、事業実施、実績報告(事業完了後～翌年度4月)		
				交付要綱制定
③	消費生活サポーターの募集	消費生活サポーター研修会	消費生活リーダー研修会(4地区)	
	消費生活出前講座の実施			
	地域の多様な主体による消費者教育の推進のための取組み支援(補助事業の実施)			
	老人クラブ連合会等による啓発活動(高齢者宅訪問啓発グッズの配布等) 老人クラブ連合会による「見守りサポーター養成事業」への支援 (相談員の講師派遣、啓発グッズの提供等)			
	通話録音機貸出しによる被害防止対策事業の実施(モニター事業の実施(モニター期間:6月間)、効果・検			
④	消費者基本計画・消費者教育推進計画の策定			
⑤	HACCP手法導入の推進			
⑥	食品表示法の表示内容に係る講習会の実施			
⑦	第1回食の安全フォーラム	第2回食の安全フォーラム		
⑧	食の安全・安心に関する情報発信協力事業所への協力依頼及び掲示の実施			
⑨	食品及び水道水の放射性物質検査の実施と公表			